

<p>○ 岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則        【規則】        (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>住宅課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第三十八号

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営住宅条例施行規則（平成九年岡山県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（申請書等）

第二条 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

一 条例第五条第七号に規定する事由により県営住宅に入居を希望し、又は同条第八号の規定により公営住宅の入居者が相互に入れ替わろうとする場合 県営住宅への入居を希望する者（以下この項及び次項において「入居希望者」という。）

二 条例第十二条第二項の規定により新たに連帯保証人を定め、又は同条第三項の規定により連帯保証人を変更しようとする場合 入居者

三 条例第十三条第一項の規定により同居の承認を受けようとする場合 入居者

四 条例第十四条の規定により入居の承継の承認を受けようとする場合 入居希望者

五 条例第十七条（条例第三十一条第三項又は第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により家賃、敷金又は使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする場合 入居者及び駐車場の使用者

六 条例第二十七条ただし書の規定により県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することの承認を受けようとする場合 入居者

七 条例第二十八条第一項ただし書の規定により県営住宅の模様替又は増築の承認を受けようとする場合 入居者

八 条例第四十五条第一項の規定により県営住宅の使用許可を受けようとする場合 県営住宅を使用しようとする社会福祉法人等

九 条例第四十九条の規定により変更許可を受けようとする場合 県営住宅を使用している社会福祉法人等

十 条例第五十六条の規定により駐車場の使用許可を受けようとする場合 駐車場を

- 使用しようとする者
- 2 次の各号に掲げる場合において、入居希望者は、知事が別に定める申込書を知事に提出しなければならない。
- 一 条例第八条第一項の規定により入居の申込みをしようとする場合（前項第一号に掲げる場合を含む。）
- 二 条例第九条第四項の規定による優先入居を希望する場合
- 3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、知事が別に定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 一 県営住宅への入居が完了した場合 入居者
- 二 氏名を変更した場合又は同居者に出生、死亡、転出その他これに準ずる異動があった場合 入居者
- 三 県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損した場合 入居者
- 四 条例第十二条第四項の規定により第九条各号に掲げる事項の変更を届け出ようとする場合 入居者
- 五 条例第二十五条の規定により県営住宅を引き続き十五日以上使用しない旨を届け出ようとする場合 入居者
- 六 条例第四十二条第一項に規定する県営住宅の明渡しを届け出ようとする場合 入居者
- 七 条例第六十四条において準用する条例第二十五条の規定により駐車場を引き続き十五日以上使用しない旨を届け出ようとする場合 駐車場の使用者
- 八 条例第六十四条において準用する条例第四十二条第一項に規定する駐車場の明渡しを届け出ようとする場合 駐車場の使用者
- 4 条例第十六条第一項の規定による収入の申告をしようとする場合において、入居者は、知事が別に定める申告書を知事に提出しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる場合において、入居者は、知事が別に定める申出書を知事に提出しなければならない。
- 一 条例第十六条第四項の規定により意見を述べようとする場合
- 二 条例第二十九条第三項の規定により意見を述べようとする場合
- 三 条例第三十二条第四項の規定により明渡しの際の期限の延長を申し出ようとする場合
- 四 条例第三十四条の規定により住宅のあっせんを申し出ようとする場合

五 条例第三十九条第一項の規定により新たに整備される県営住宅への入居を申し出ようとする場合

6 条例第十九条第三項の規定により敷金の還付を受けようとする場合において、入居者は、知事が別に定める請求書を知事に提出しなければならない。  
第八条から第十条までを削る。

第七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第十一条第一項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「入居者」を「第二条第三項第一号に規定する届出書」に改め、「、県営住宅入居完了届（様式第五号）を知事に」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第七条とする。

第四条第二項中「県営住宅優先入居申込書（様式第三号）」に同項」を「第二条第二項第二号に規定する申込書に条例第九条第四項」に改め、同条第三項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「県営住宅入居申込書（様式第二号）」を「第二条第二項第一号に規定する申込書」に改め、同条第二項中「県営住宅入居申込書」を「前項の申込書」に改め、同条を第五条とし、第二条の二を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（異動の届出）

第三条 前条第三項第二号に規定する届出書は、当該異動等があつた後速やかに提出しなければならない。

第十一条第一項中「県営住宅入居者収入申告書（様式第十一号）」を「第二条第四項の申告書」に、「添付して、」を「添付して」に改め、同条第二項中「収入認定更正申出書（様式第十二号）」を「第二条第五項第一号に規定する申出書」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「県営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（様式第十三号）」を「第二条第一項第五号に規定する申請書」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条から第十七条までを削る。

第十八条中「収入基準超過認定等更正申出書（様式第十九号）」を「第二条第五項第二号に規定する申出書」に改め、同条を第十二条とする。

第十九条から第二十二号までを削る。

第二十三条の見出しを「(社会福祉法人等の使用料の減免の申請等)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十二条から第十七条まで及び前条」を「第二条第一項第五号から第七号まで、第三項第三号、第五号及び第六号並びに第六項並びに第十一条」に改め、同項を同条とし、同条を第十三条とする。

第二十四条中「第二条から第十条まで(第二条の二及び第三条第一項第三号を除く。)、第十二条から第十七条まで、第二十一条及び第二十二条」を「第二条第一項第一号から第七号まで、第二項、第三項第一号から第六号まで、第五項第五号及び第六項、第三条、第五条から第九条まで(第五条第一項第三号を除く。)」並びに第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第二十五条を削る。

第二十六条中「様式第二十九号」を「様式」に改め、同条を第十五条とする。

様式第一号から様式第二十八号までを削る。

様式第二十九号中「」を「」に改め、同様式を様式とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。